

山都町  
第9期高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画  
【概要版】



令和6年3月  
熊本県 山都町

# I 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

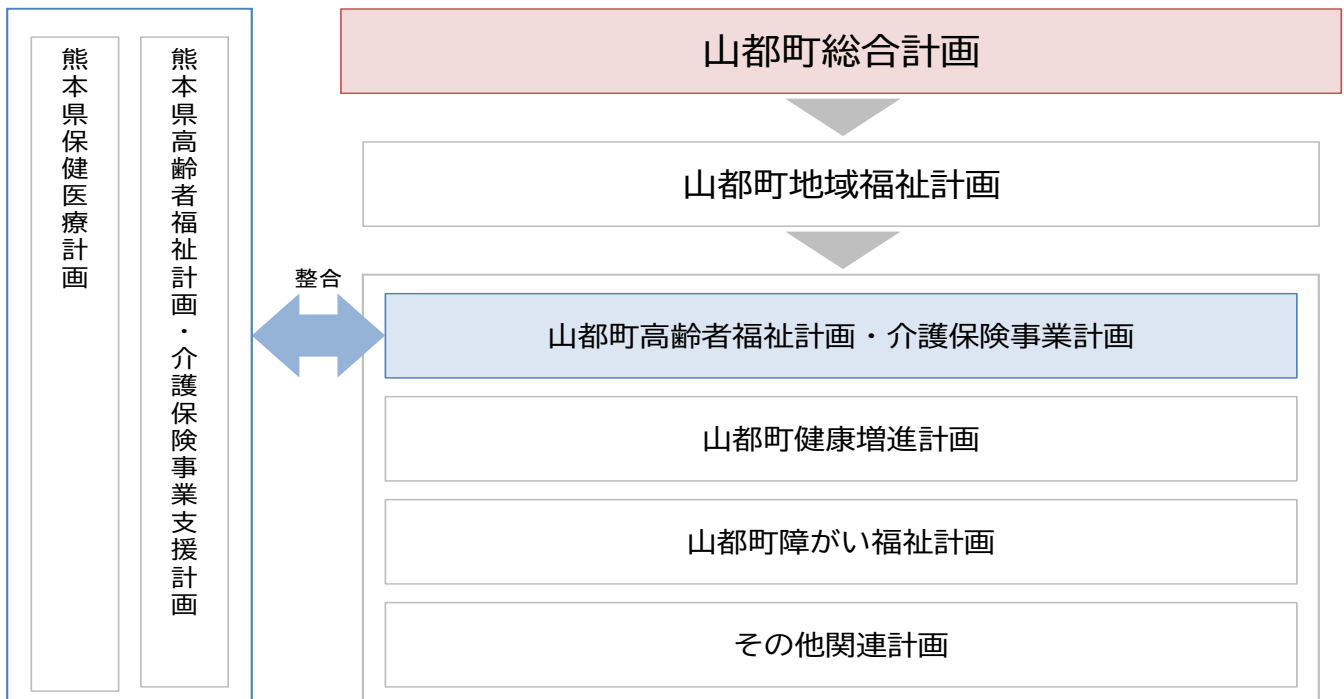
介護保険制度は、その創設から20年以上が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。令和7（2025）年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピークを迎える見込みとなっています。また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加も見込まれています。

以上の状況を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「山都町第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

町の行政運営指針の最上位計画である「山都町総合計画」におけるまちづくりの理念等を踏まえた上で、高齢者福祉分野の個別計画として策定します。また、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、熊本県保健医療計画との整合性を確保します。



## 3 計画の期間

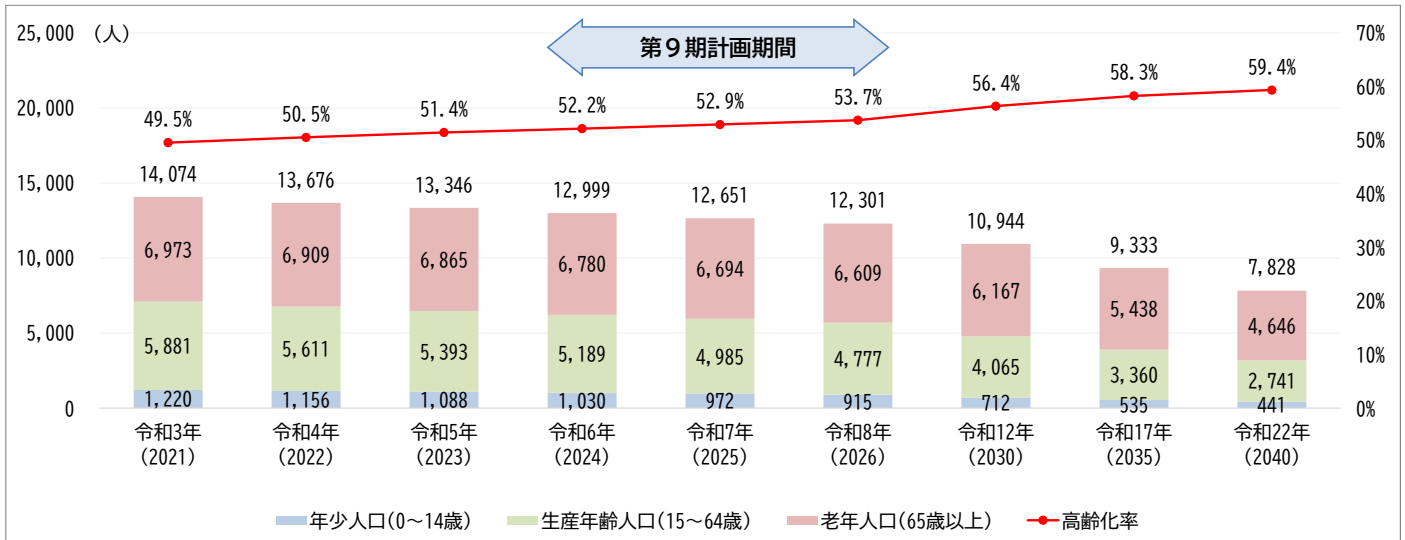
本計画の期間は3年を1期とし、令和6年度から令和8年度までとします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

## Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

### 1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

コーホート変化率法※による推計によると、総人口は増加し続け、令和22年には総人口7,828人、高齢化率59.4%となることが予測されています。

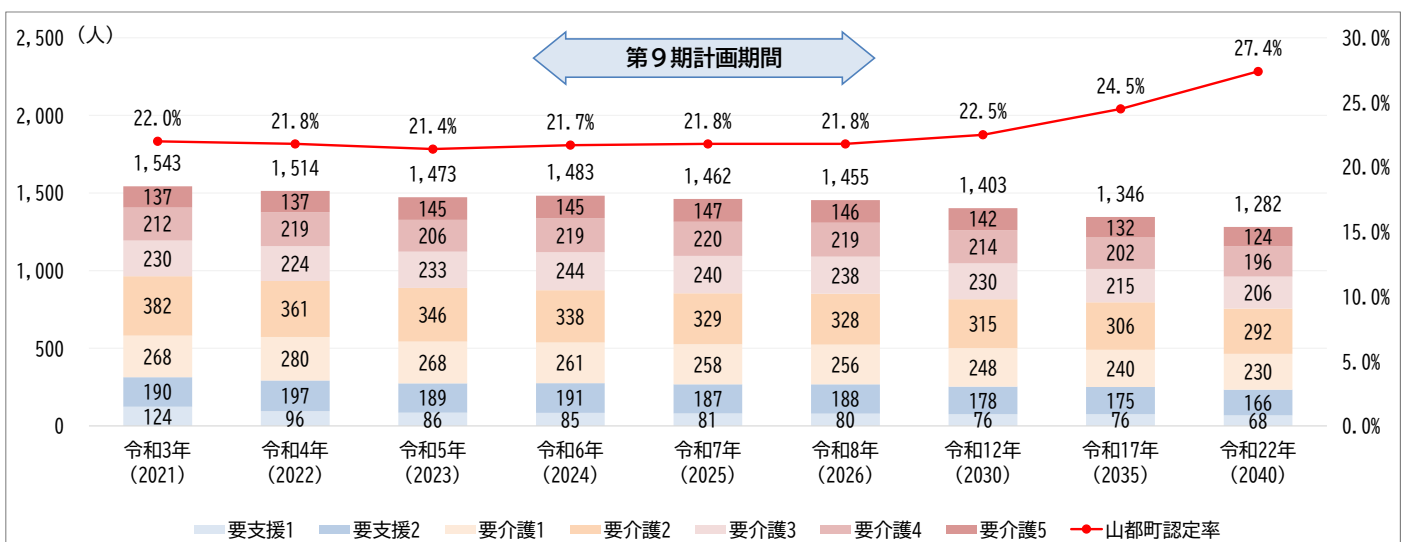


出典：住民基本台帳（令和3年～5年）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～）

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

### 2 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、65歳以上の老年人口の減少に伴い、令和22年には1,282人に減少すると予測されています。一方、第1号被保険者に占める認定率は令和22年には27.4%に上昇すると予測されています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

## Ⅲ 計画の基本理念等

### 1 将来像

本町に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、高齢者に関わる将来像を以下のとおりとします。

## 健康でいきいきとした幸齢者が暮らす 山都町

### 2 基本理念

本町の高齢者に関する現状及び将来予測や調査結果、国の基本指針を踏まえ、本計画の将来像の実現に向けた取組を進めるために、3つの基本理念を掲げ施策を総合的に推進していきます。

- 1 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきとした健康な生活を送り続けられるまち
- 2 高齢者の尊厳が守られ、自立した生活を家族及び周囲など地域社会全体で共に支えられるまち
- 3 自助、共助、公助で進める支え合いづくり

### 3 基本目標

具体的に高齢者施策を推進するため、以下の6つの基本目標を設定します。

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進 |
| 基本目標2 | 認知症施策の推進                 |
| 基本目標3 | 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進     |
| 基本目標4 | 多様な住まい・サービス基盤の整備         |
| 基本目標5 | 介護人材の確保と介護サービスの質の向上      |
| 基本目標6 | 災害や感染症への対応               |

## IV 施策の展開

### 基本目標1 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

#### (1) 地域・社会活動の推進

高齢者が積極的に社会を支える存在として活躍し、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを推進します。また、高齢者一人一人の役割を引き出し、生きがい生まれる場づくりを推進します。

#### (2) いきがい就労の促進

高齢者が住み慣れた地域で、本人の希望や能力を活用しながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、高齢者の就労機会を維持するための取組を推進します。

#### (3) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち自立した生活を送ることができるよう支援します。また、保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が円滑に進むよう、関係者間の連携体制の構築を図ります。さらに、高齢者の健康寿命の延伸のため、高齢者の健康づくりを引き続き推進していきます。

#### (4) 地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化

一人でも多くの高齢者が少しでも長い期間、心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら安心して暮らすことができるよう、医療・介護等、様々な分野の多職種の専門職と連携・協力して地域リハビリテーション体制の充実を図ります。また、研修等によるケアマネジメント力の向上を通じ、地域包括支援センターの体制強化を推進します。

#### (5) 地域生活の基盤整備

医療や介護の充実に加え、ボランティア、NPO、地域住民等の様々な主体による多様な生活支援サービスの充実を図ります。

#### (6) 見守りネットワークの構築

高齢者の安全・安心の確保のため、高齢者の見守りネットワークの構築について引き続き推進していきます。

### 基本目標2 認知症施策の推進

#### (1) 認知症医療・介護体制の充実・強化

認知症医療・介護体制の一層の連携強化を図り、認知症への対応力の向上を図ることで、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにします。

## (2) 地域支援体制の整備

認知症の人を支援する体制を構築、強化するため、認知症地域支援推進員の活動の充実を図ります。また、認知症に関する正しい知識と理解を広げるため、引き続き認知症サポーターの養成を推進するとともに、養成した認知症サポーターが、認知症の人やその家族を支える活動を積極的かつ能動的に行えるよう支援します。

## (3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年被後見人に適切な支援を行うため、成年後見制度利用促進計画に基づく取組を推進します。また、介護サービス事業所等において、高齢者の尊厳が守られ、高齢者虐待を防止するための取組を進めます。

# 基本目標3 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

## (1) 医療・介護・福祉関係者のネットワークの形成

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療や介護等の専門職等の連携強化を進め、在宅医療や介護、生活支援サービスの一体的な提供体制の充実を図ります。

## (2) 在宅医療基盤の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、訪問診療・訪問看護等のサービス基盤の充実を上益城郡医師会と連携のもと進めていきます。

## (3) ICTを活用したネットワークづくり

くまもとメディカルネットワーク、上益城MCS（メディカルケアステーション）等に関する普及啓発を継続的に行い、活用を図ります。

# 基本目標4 多様な住まい・サービス基盤の整備

## (1) 多様なサービス基盤の整備検討

施設・居宅系サービスを中心とした介護基盤の整備については、本町の高齢者人口の動向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、必要に応じてサービスの整備を検討します。

## (2) 多様な住まいの確保

少子高齢化が急速に進行する中、一人暮らしの高齢者や独立して生活することに不安のある高齢者世帯が安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の多様なニーズにかなった住宅やサービスを選択できるように、高齢者の住まいに対する需要に的確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって生活できる住環境の確保に取り組みます。

## 基本目標5 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

### (1) 多様な介護人材の確保・育成

潜在的有資格者の掘り起こしを含めた高齢者などの多様な人材の参入を促進します。また、介護現場の職員等を対象とした研修等の情報共有や費用の助成等その能力の向上を支援します。

令和4年度に介護保険サービス提供事業所を対象に実施した「介護人材実態調査」の結果を踏まえ、次の取組について検討します。

- ・介護人材の育成のため、実務者研修等の費用助成を行います。
- ・介護人材確保のため、外国人介護従事者を雇用する町内の介護事業所に対して、人材育成や受入体制の確保を支援します。
- ・若手人材に介護職の魅力を伝えるため、職場体験等の機会を確保します。
- ・事業所連携会議を定期的で開催し、事業所のニーズを適宜把握し、必要な支援を行います。

### (2) 介護現場の生産性向上と定着促進

国や県の今後の動向を踏まえ、介護ロボット・ICTの導入支援や、介護助手（介護アシスタント）の活用促進等により、介護現場の負担軽減や業務効率化の取組を進めます。

### (3) 県と連携した指導・監査等の充実

制度の周知を目的とした介護サービス事業所・施設に対する集団指導の実施や適正な事業運営を目的とした指定事業所に対する運営指導を実施し、県との連携を図りながら、迅速かつ適正な指導や監査を実施します。

### (4) 介護給付の適正化に向けた取組の充実（第6期山都町介護給付適正化計画）

今後の高齢化の進展を見据え、適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度とするため、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

## 基本目標6 災害や感染症への対応

### (1) 要配慮者の被害防止対策と被災者への支援

避難行動要支援者の避難支援に対する町民への理解を促進し、自助・共助・公助を基本とした避難支援体制づくりを推進し、地域の安心・安全体制の強化を図ります。また、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険度の把握をし、防災及び福祉関係機関との連携を強化することで、情報伝達や避難支援の体制を整備し、災害時における安全確保に努めます。

### (2) 感染症に対応したサービス提供体制の整備

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、業務継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に係る必要な助言など適切な支援を行います。

## V 所得段階に応じた保険料額の設定

所得状況に応じて、第1号被保険者の介護保険料月額を13の所得段階区分により設定します。各所得段階における保険料負担割合の概要は以下のとおりとなります。

区分	対象者	保険料基本率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.455	3,276円	39,312円
		(0.285)	(2,052円)	(24,620円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	0.685	4,932円	59,184円
		(0.485)	(3,492円)	(41,900円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の者	0.69	4,968円	59,616円
		(0.685)	(4,932円)	(59,180円)
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.9	6,480円	77,760円
第5段階	<b>【基準額】</b> 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者	1.0	7,200円	86,400円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	8,640円	103,680円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	9,360円	112,320円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	10,800円	129,600円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	12,240円	146,880円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	13,680円	164,160円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	15,120円	181,440円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	16,560円	198,720円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.4	17,280円	207,360円

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率、月額保険料、年額保険料（10円未満切捨）

### 【お問合せ先】

山都町福祉課介護保険係 TEL 0967-72-1229